

新型コロナウイルス感染症の5類分類以降の感染症対策

令和5年5月2日

基本対策

インフルエンザと同等の感染対策を行う

社内・従業員

マスク着用	業務中も含めて自己判断とする。 ※体調不良時、同居者感染時などは積極的に着用する。
消毒	手指消毒液は常備し、使用は個人の判断に任せる。 清掃時の消毒は継続して実施する。 ※施設、車両などを現状のまま使用する。
飛沫・接触防止	車両、窓口などの掲示物を含めて全て撤去する。 貸切車両でアクリル板設置のものは現状維持とする。
検温	従業員は継続する。
ワクチン接種	自己判断とする。 ※基礎疾患がある者、65歳以上には接種を勧める。
感染疑い時	発熱等の症状がある場合は上長へ連絡し医療機関での診療を受け、 検査陰性の場合、自己判断で業務可能か否かを判断する。
感染時	検査陽性の場合、発症から最低5日間は出勤停止とし、解熱後3日 から出勤可能とする。
同居者感染時	自身に症状が無ければ出勤可能とする。 ※いずれの場合も上長へ報告し、出勤時は十分な感染対策を行う。

利用者・来客

マスク着用	着用を求めない。着用を促す掲示物は撤去する。
消毒	手指消毒液は常備し、使用は個人の判断に任せる。
飛沫・接触防止	パーテーション、掲示物は撤去する。
検温	バス乗車時の検温を促す告知は廃止する。検温装置は撤去する。
掲示物	「新北海道スタイル」など既存のコロナ関連は全て撤去する。